

委員会提出議案第9号

広報特別委員会の設置期間の延長について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年11月30日提出

南相馬市議会議長 今村 裕 様

提出者 広報特別委員長  
岡崎 義典

委員会提出議案第9号

広報特別委員会の設置期間の延長について

南相馬市議会議長 今 村 裕

令和2年11月30日

次のとおり広報特別委員会の設置期間を延長する。

1. 設 置 期 間 令和4年11月30日までとする。なお、本特別委員会は議会の閉会中も必要に応じ活動できるものとする。